資 料

計画策定の経過

平成28年 9月29日 第35回寝屋川市障害者計画等推進委員会を開催

11月29日 第36回寝屋川市障害者計画等推進委員会を開催

平成28年11月~平成29年10月 障害者長期計画推進庁内連絡会ワーキング会議を開催

平成29年 2月1日 第37回寝屋川市障害者計画等推進委員会を開催

3月2日~3月20日

障害者支援に関するニーズ調査を実施 (有効発送数 4,214通、有効回収数 1,801通、有効回収率 42.7%)

3月30日 第38回寝屋川市障害者計画等推進委員会を開催

7月5日 第39回寝屋川市障害者計画等推進委員会を開催

8月24日 第40回寝屋川市障害者計画等推進委員会を開催

10月27日 障害者長期計画推進庁内連絡会を開催

11月22日 第41回寝屋川市障害者計画等推進委員会を開催

12月20日 第42回寝屋川市障害者計画等推進委員会を開催

平成30年 2月1日~2月28日

計画 (素案) に対する意見等の募集 (パブリック・コメント) を実施 (意見等の提出数 障害者長期計画1人、16件 障害福祉計画・障害児福祉計画2人、16件)

3月27日 計画策定に伴う法定協議を終了(府回答)

3月28日 第43回寝屋川市障害者計画等推進委員会を開催

3月末日 寝屋川市障害者長期計画(第3次計画)、寝屋川市障害福祉計画 (第5期計画)・寝屋川市障害児福祉計画(第1期計画)を策定

寝屋川市障害者計画等推進委員会規則

寝屋川市規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例(昭和39年寝屋川市条例第27 号)第3条の規定に基づき、寝屋川市障害者計画等推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員21人以内で組織する。

(委員)

- 第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 公募による市民
 - (2) 障害者の福祉に関し識見を有する者
 - (3) 関係機関から推薦を受けた者
- 2 委員の任期は、3年とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者 の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。
- 2 委員長は、会務を総務し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員会は、委員の総数の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すると ころによる。
- 4 委員会の会議は、年1回以上開催するものとする。

(専門部会)

- 第6条 委員会に、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、当該専門部会の事務を掌理し、当該専門部会における検討の状況及び結果を委員会に報告する。

(資料の提出等の要求等)

- 第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係職員に対し、 資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(報告)

第8条 委員会は、毎年度、審議の結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

寝屋川市障害者計画等推進委員会委員名簿

氏 名	役 職 名 等	備考
上田恭史	一般社団法人寝屋川市歯科医師会常務理事	
牛田 米子	寝屋川市身体障害者福祉会視覚部会会長	
大西 正禮	社会福祉法人療育・自立センター理事長	
奥 村 勲	寝屋川市精神障害者家族会みつわ会会長	
岸谷洋子	寝屋川市肢体不自由児(者)父母の会会長	
北野誠一	NPO法人おおさか地域生活支援ネットワーク理事長	委員長
朽 見 圭 子	寝屋川市障害児者を守る親の会会長	
笹川 和廣	寝屋川市身体障害者福祉会聴力言語障害者部会会長	
夛良 昌子	大阪府寝屋川保健所地域保健課長	
辻 岡 喜久雄	寝屋川市民生委員児童委員協議会会長	
富田昌吾	寝屋川市相談支援機能強化事業ネットワーク推進員	
中島大作	寝屋川市身体障害者福祉会肢体内部部会会長	
馬場和子	一般公募	
濵吉 信彰	社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会事務局次長	
久澤 貢	寝屋川市障害児者福祉施設協議会会長	
平田恵一	一般公募	
松村由貴	大阪府中央子ども家庭センター企画情報室統括主査	
村井 謙太	寝屋川難病連絡会会長	
森下 剛	寝屋川市障害福祉サービス事業者連絡会副会長	
山中吉隆	一般社団法人寝屋川市医師会常務理事	副委員長
横 井 佳津妤	一般公募	

(敬称略 五十音順)

寝屋川市障害者長期計画(第2次計画)の進捗状況

I. だれもがともに暮らせるまちづくり

1. 障害についての理解と支えあいの推進

(1)障害についての理解の推進

項目	主な事業等の実施状況・進捗状況
1)障害につ いての啓 発と交流 の推進	・広報やホームページでの啓発、冊子・パンフレットの発行、街頭キャンペーン、講演会・研修会等を、市、社協、関係団体、事業者等が実施 ・発達障害等の多様な障害への理解をすすめるための研修会、交流や理解をすすめる ためのイベント等を実施
2)福祉教育 の推進	・学校で福祉教育や支援学校との交流、保育所・幼稚園で日常の保育を通じた交流・ 理解を推進 ・成人教育講座や家庭教育学習等を実施 ・事例検討や学習を校区福祉委員会等で実施、見学会・勉強会を医療機関が実施

(2)地域で支えあう活動の推進

項目	主な事業等の実施状況・進捗状況
1)障害者を	・多様なボランティアを養成するための講座を社協が実施
支援する	・小地域ネットワーク活動やボランティア活動を展開、事業所でのボランティア活動
地域福祉	が定着
活動の推	・コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を社協が配置し、地域住民と連携した
進	ニーズの把握やつなぐ取り組みを推進
2) 当事者活	・当事者の研修会・学習会、市との懇談等を当事者団体が実施、団体の活動を市、社
動の推進	協、事業者等が支援
	・当事者の語りや訪問活動を事業者、関係機関が推進、ピアサポーター養成講座、交
	流するイベントやサロン活動等を実施
	・学校での福祉教育や校区福祉委員会との懇談等を、団体と社協が連携して実施

2. 快適で安全な生活環境整備の推進

(1)だれもが利用しやすいまちづくりの推進

15 D	子 ta 声 # \$ 0 中 to 1
項目	主な事業等の実施状況・進捗状況
1)都市施設	・府の福祉のまちづくり条例や当事者団体の提案・要望などに基づき推進
のバリア	・交通バリアフリー基本構想に基づく駅周辺地域のバリアフリー化等を実施
フリー化	・都市公園等の現況調査と改修等を実施、移動円滑化の基準も含めた条例を制定
の推進	・公共施設の改修等や、民間施設に関する協議・指導を実施、事業所でもバリアフリ
	一化や安全対策を実施
	・路上駐車の防止や駐輪マナーの向上のための啓発、駐輪場の整備等を実施
2)障害者等	・タウンくるバスのルート等の整備、バス路線の再編等を協議、バスロケーションシ
に配慮し	ステム、低床バス、ICカードシステムを事業者が導入
た交通の	・重度障害者へのタクシー料金の助成を実施
充実	・重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援事業を実施、ガイドベルパー養成・
	スキルアップ講座を事業者連絡会と連携して実施
	・運転協力者(ボランティア)による移送サービスを社協が実施
3)情報のバ	・広報のデイジー化と再生機器の普及、ホームページやメール等も活用した情報提供
リアフリ	を実施
ー化の推	・会議資料の点字化・音声化、郵便物への点字シールの貼付を実施
進	・手話通訳者・要約筆記者の派遣、点訳・音訳等を実施、手話通訳者・要約筆記者の
	養成やスキルアップの研修を実施
	・障害福祉課に手話通訳者を配置、職員の手話学習を実施

(2)安全なまちづくりの推進

項目	主な事業等の実施状況・進捗状況
1) 防災対策 の推進	 ・災害時の緊急体制に関する学習会や避難所体験等を当事者団体、事業者、地域の支援者等が連携して実施 ・災害ボランティアの養成講座やボランティアセンターの立ち上げ訓練等を社協が実施、緊急時安否確認事業(かぎ預かり事業)を社協が実施 ・避難行動要支援者名簿を作成・更新し、同意に基づく情報提供を推進、緊急医療情報キット、緊急情報カードの配付を推進、家具転倒防止器具の取付支援等を実施・聴覚障害者に配慮した火災警報器やメールによる通報等を推進、災害発生を字幕と手話で発信する装置を総合センターに設置 ・避難所のバリアフリー化を推進、福祉避難所の設置運営に関する協定を事業所と締結し、運用について協議
2)防犯対策 の推進	・情報交換や関係機関へのつなぎを民生委員・児童委員が実施 ・防犯研修を事業者が実施
3)交通安全対 策の推進	・交通安全教室を支援学校で実施・道路照明灯や道路反射鏡を設置
4) 徘徊行動の ある人への 支援の推進	・徘徊高齢者の情報を協力員にメールで送信 ・認知症支援の取り組みを校区福祉委員会が推進

Ⅱ. 一人ひとりの思いや力を活かすしくみづくり

1. 生涯を通じた発達と学習への支援の充実

(1)継続的な支援のしくみづくり

=		
項目	主な事業等の実施状況・進捗状況	
1)発達や療	・障害児関係機関協議会で情報を共有し、継続的な支援を実施	
育を継続	・自立支援協議会に障害児部会、障害児通所支援サービス事業所連絡会を設置	
的に支援	・サポート手帳(はちかづきノートと知って帳)を作成し、関係機関と活用委員会を	
するしく	開催して利用促進や情報の追加等を実施、当事者団体が勉強会を開催	
みの構築	・保護者への支援として、あかつき・ひばり園、保育所・幼稚園への巡回相談、小中	
	学校への教育相談員の訪問などを実施、府の子ども家庭センターが障がい児相談、	
	保健所が慢性疾患児や身体障害児の相談を実施	

(2) 障害児の療育・教育の推進

(2) 1000	(2) 悼告先の猿角・教育の推進	
項目	主な事業等の実施状況・進捗状況	
1)早期療育 と障害児 保育の充 実	 ・母子保健事業として、母子健康手帳の交付、妊婦健康診査の公費助成、妊婦歯科健診、妊産婦・新生児訪問指導、乳幼児健診、育児教室、訪問指導を実施、経過観察健診にあかつき・ひばり園が理学療法士を派遣し、訓練へのつなぎ等を推進・あかつき・ひばり園、どんぐり教室で療育・指導、保育所等訪問支援を実施、あかつき・ひばり園でのリハビリの充実に向けてスタッフを充実・保健所が療育相談を実施・保育所・市立幼稚園への巡回相談や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による支援、あかつき・ひばり園併用児の保育、障害児支援事業所による施設支援を実施・市立幼稚園で園児の特性に応じた保育、配慮を要する園児への支援を実施、幼稚園の職員研修を私立幼稚園にも呼びかけて実施 	
2)支援教育 の充実	・障害児関係機関協議会等を通じて、継続的な支援のための連携を推進、就学指導の個人記録票を作成し、保育所・幼稚園・小学校・中学校の連携を強化、個別の教育支援計画を作成・活用、慢性疾患児・身体障害児の新1年生を対象とした総合医療相談会を保健所が実施 ・地域の学校に支援教育コーディネーターや看護師を配置、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士等を派遣、療育相談に事業者等も参加してケース検討を実施	

項目	主な事業等の実施状況・進捗状況
	・支援学校が学校見学や教育相談、あかつき・ひばり園や保育所・幼稚園との引き継ぎ、市の関係部局との情報連携、新入生の経過フォローを実施 ・障害児関係機関協議会や自立支援協議会を通じて支援学校と連携を図り、訪問相談や研修等の地域支援、事例検討等を実施、支援学校と地域の学校の児童・生徒の交流会、居住地交流を実施・体育館等へのスロープや手すりの設置、段差の解消やトイレの改修、積層信号灯の設置などの整備を実施・放課後支援として、留守家庭児童会に障害児も入会、放課後等デイサービス等の事業所が増加し障害児通所支援サービス事業者連絡会を開催、支援学校でPTAの地域活動への支援や情報提供を実施、休日の活動の場を当事者団体や事業者が提供・支援学校で作業学習や実習などを実施し、社会的自立を推進、卒業後の社会自立を見据えたカリキュラム展開や卒業生のアフターフォローも実施
3)高等教育 の推進	・支援学校で進学も視野に入れたカリキュラムやコース制を導入し、大学進学希望者のための調査書や学習記録の様式や単位の読み替えなどの確認を実施・高等部卒業後の学びの場に関する学習や情報提供を実施・市内の大学に在学している障害者を支援するボランティアを組織

(3)生涯学習の推進

項目	主な事業等の実施状況・進捗状況
1)生涯学習	・生涯学習事業の情報提供を情報誌やホームページで実施、電話での相談対応を実施
・スポー	・障害者スポーツ大会の参加を広報で呼びかけ、障害者スポーツ指導員を養成、スポ
ツ等の推	ーツ相談員が当事者団体の活動に協力
進	・音の出る絵本、しかけ絵本、点訳絵本、大活字本を配架、東・駅前図書館に点訳絵
	本コーナーを設置し、本展を開催して活用を呼びかけ
	・デイジー再生機、拡大読書機、音声読書機を設置、郵送貸出を検討

(4)自立生活に向けた支援の推進

項目	主な事業等の実施状況・進捗状況
1)自立生活	・自立支援協議会の精神障害者部会・ワーキング等で関係機関が連携し、地域移行・
に向けた	定着や個別支援の検討、支援者への研修、長期入院者への面接を実施
支援の推	・生活訓練や体験入居、自立支援プログラム講座、訪問支援を事業者が実施
進	・相談マネージャーやピアサポーターが病院を訪問して入院患者と交流する活動や、
	相談支援事業所によるアウトリーチ支援を実施
	・精神障害者のクライシス時の支援等のモデル事業を事業者が連携して実施

2. 就労や社会的活動への参加の推進

(1)一般就労の推進

(1)		
項目	主な事業等の実施状況・進捗状況	
1)就労に関 する相談 支援の充 実	 ・自立支援協議会の就労支援部会・ワーキング等で就労支援機関、事業所、支援学校、 医療機関等のネットワークを構築し、情報交換や連携、システム化、就労定着のためのアフターフォロー、就労のつどいを通じた意識づくりを実施 ・就業や生活に関する相談支援を就業・生活支援センターが実施、地域就労センターでも情報提供や相談を実施、ねやがわシティ・ステーション内にハローワークの職業紹介コーナーを開設 ・就業・生活支援センターや事業所の職員がジョブコーチ研修に参加し、支援を実施・ハローワークと事業者が連携し、就労のマッチングや連携のモデル事業を実施・若者サポートステーションで個別面接や就労プログラム、職場体験等を実施 	
2) 就労のための訓練等の充実	 ・就労移行支援事業のプログラムや支援の検証やハローワークとの連携等を行い、支援を充実、集団活動が苦手な人に配慮した所外のプログラムも実施、ハローワークを通じて障害者職業センター等の専門機関を紹介 ・支援学校で社会性を高めるための学習、コース制の導入、企業等での体験実習や職業訓練校、福祉事業所の見学、当事者団体と連携した進路選択の懇談などを実施 	

項目	主な事業等の実施状況・進捗状況
	・就業・生活支援センター、事業所が企業の協力により職場実習を開拓し実施、市庁 舎での実習を定期的に実施し、企業実習にチャレンジする取り組みが定着
3)就労の場の確保	・関係機関と連携して企業への情報提供や啓発を実施 ・エルガイダンスを市、関係機関・団体等が連携して毎年開催 ・障害者職業センターやジョブコーチの利用を推進 ・市庁舎実習を通じた理解や仕事開拓、定員適正化計画もふまえた障害者採用を実施 ・優先調達推進方針を策定し、庁内各課に案内
4) 就労への 定着のた めの支援 の推進	・定着支援事業を市、就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、障害者職業センターが連携して実施 ・事業所に就労者が集える場を設置し、生活への側面的なサポートを実施、サポーター連絡カードを活用した支援を推進

(2)福祉的就労や日中活動の推進

項目	主な事業等の実施状況・進捗状況		
1)福祉的就 労の推進	・就労継続支援事業(B型)を実施、離職者、中途障害者、高次脳機能障害者の就労に向けた生活リズムの確立にも取り組み ・就労継続支援事業(A型)の事業所が市内にも開設 ・製品の発注や仕事の委託を市や社協が推進、企業からの発注を紹介、工賃向上に向けた商品開発や営業活動、働きやすい職場や製品づくりを事業所が推進		
2)日中活動 の推進	・生活介護を実施、重度障害者等包括支援事業、地域活動支援センター事業 (Ⅱ型) で重度障害者等を受け入れ		

3. 身体とこころの健康づくりとリハビリテーションの推進

(1)保健・医療・リハビリテーションの推進

項目	主な事業等の実施状況・進捗状況
1)健康の保持・増進	・健康づくりプログラムの全戸配布、広報等による情報提供、健康教室等を通じて、市民の健康づくりを支援
への支援	・障害のある人への配慮や事業所等との連携で健康診査、歯科健康診査の受診を支援 ・広報や研修会・イベント等で、こころの病気への理解を促進 ・精神障害者の相談や活動の場として、地域生活支援センター (I型)を設置
2) 障害のあ る人への 医療の充 実	・身体障害者福祉センター・東障害福祉センターで整形外科診療、保健福祉センターで障害者歯科診療を実施(ニーズの変化等をふまえ、内科診療は休診) ・精神科病院が精神科救急病棟に移行し、救急患者の受け入れ体制を強化、認知症初期集中支援チームや合併症支援病院の取り組みも推進・自立支援医療を医療機関と連携して適切に実施・重度障害者(児)の訪問看護料の助成を実施・計画推進委員会に医師会、歯科医師会の委員が参加
3) リハビリテ ーション医 療や機能訓 練の充実	・身体障害者福祉センター、地域活動支援センター(Ⅱ型)で機能訓練を実施 ・介護保険で訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションを実施 ・失語症や言語障害がある人のつどいを支援団体が実施
4) 障害の原因 となる疾病 等の予防の 推進	・健康づくりプログラムの全戸配布、健康づくり実践講座などの健康づくり推進事業 や各種保健事業を実施 ・健康づくり健診、各種がん検診、国民健康保険加入者を対象とした特定健診・特定 保健指導を市が実施

Ⅲ. 自分らしい生活を支えるサービスづくり

1. 情報提供と相談支援の充実

(1)情報提供と相談支援の充実

項目	主な事業等の実施状況・進捗状況
1)情報提供の充実	・障害者に関する諸事業を広報やホームページに掲載、ホームページをリニューアルし、アクセシビリティの向上ややさしい日本語のページの改訂を実施・相談支援事業、差別解消法、虐待防止法に関するパンフレットを作成、事業所の一覧表を当事者団体が作成・配布・障害者団体協議会や福祉施設協議会等の団体を通じた障害の状況に応じた情報提供や、民生委員・児童委員や福祉委員などを通じた情報提供を実施・福祉制度の情報が伝わりにくい人への相談支援充実・強化事業を実施・障害者制度の改正に関する学習会を、出前講座などを通じて実施
2)多様な相 談支援の 場づくり	・基幹相談支援センターを開設し、基幹相談支援会議も開催 ・相談支援事業を委託 (3か所)で実施 ・相談支援充実・強化事業でサービスにつながりにくい人への個別支援を実施 ・地域移行を支援する精神障害者地域相談支援マネージャーを事業所に配置 ・ピアサポートセンターで聴覚、難聴、小児難病のピアカウンセリングを実施、委託 相談支援事業所でピアカウンセラー、ピア電話相談員の養成講座を開催し、電話相 談やピアサポートの活動を実施・まちかど福祉相談所を社協が開設し、地域住民と CSWが連携して活動 ・地域包括支援センターを増設し、中学校区ごとに開設 ・生活困窮者自立支援事業としての相談支援や就労支援等を、社協に委託して実施
3)相談支援 ネットワ ークの充 実	・自立支援協議会を障害福祉計画の改定にあわせてステップアップするよう、部会構成や各会議を充実、相談支援ネットワーク会議と拡大版の地域生活支援部会を開催・地域福祉計画に基づき、問題解決の協議の場として福祉のまちづくりひろばを設置・社会福祉協議会の地域貢献委員会に事業者が参加・府が開催する北河内圏域の会議で各市の課題を共有
4)ケアマネ ジメント の充実	・障害福祉サービスの全利用者に計画相談支援を実施するよう、特定相談支援事業所の確保を推進、研修会や特定相談支援事業者連絡会を開催、事業者も相談支援体制の強化や研修を実施・支援学校の新卒者の計画相談支援を実施・相談支援事業所が中心となって個別ケースのケア会議を行い、相談支援ネットワーク会議で共有
5)的確なサー ビス支給決 定の推進	・認定調査を的確に行うよう、調査員への研修やチェックを実施 ・市のガイドラインを作成して支給決定を実施し、支給量が特に多いケースは介護給 付費等審査会の意見を確認

2. 生活を支援するサービスの充実

(1)地域での生活や介護を支援するサービスの充実

項目	主な事業等の実施状況・進捗状況
1)生活や介	・居宅サービス事業所連絡会が設置され、研修などを実施
護を支援	・社会福祉法人を中心とした福祉施設協議会が設置され、各種問題の協議や学習等の
するサー	部会活動、あいあいまつりの開催、情報共有や支援スキルを高める取り組みを実施
ビス等の	・日中一時支援事業を事業者が実施し、学齢期の児童や就職したOB・OGを受け入
充実	れ、精神障害者の生活介護を事業者が開設
	・放課後等デイサービス事業を、多くの事業者が参入して実施
	・市立短期入所施設大谷の里を設置
	・補装具の支給、配食サービス、訪問入浴を実施
	・高次脳機能障害や発達障害の人の日中活動の場づくりなどの支援を事業所が実施
	・難病、医療的ケアが必要な人、高次脳機能障害、発達障害などに対する支援を推進
	するよう、府などとも連携して研修等を実施

項目	主な事業等の実施状況・進捗状況
	・総合支援法で難病の人が対象となったことの啓発活動を、当事者団体が実施 ・自立支援協議会で大人の発達障害検討会を実施、難病・医療的ケア支援に関するサブワーキングの設置を検討、神経筋難病医療ネットワーク会議を保健所が開催 ・人材確保のため、ヘルパー資格をもつ人への説明会等を実施、アルコール問題、精神疾患の人への対応力を高める研修会、事例検討会を保健所が開催 ・地域と連携した支援をすすめるCSWを増員、小地域ネットワーク活動で個別ケースへの支援やケース検討会議を実施、市と社協が連絡会議を開催し情報を共有
2)家族介護 者等への 支援の充 実	・計画相談支援、障害児相談支援のモニタリング等を通じて情報提供し、サービスの利用を促進・家族のレスパイト支援として、短期入所、日中一時支援事業、放課後等デイサービス事業などを実施・事業者が本人の問題を一緒に考えることを通じて、家族の心のケアを推進
3)余暇活動 への支援 の充実	・スポーツやレクリエーションの大会を実施・土曜日に余暇活動を楽しむプログラムを事業者が実施し、利用者以外の参加も推進・移動支援事業やコミュニケーション支援事業で、余暇活動への参加を支援・グループホームで余暇活動への支援を充実

(2)居住の場の確保の推進

主な事業等の実施状況・進捗状況		
・グループホームの設置を事業所が推進、入所者の高齢化への対応や安全・安心に配		
慮した改修・研修等を実施		
・相談支援事業で地域での居住をすすめるための支援を実施		
・社協が校区福祉委員会やボランティアなどの会議で福祉課題を抱える人への理解を		
深めるためのはたらきかけを行い、関係機関等と協働した支援を推進		
・地域生活支援拠点について検討するプロジェクトを自立支援協議会に設置		
・重度障害者住宅改造助成事業を、65歳以上の人(高齢期の重度障害者)にも実施		
_		

(3)経済的安定のための支援

項目	主な事業等の実施状況・進捗状況	
1)年金・手当	・各種手当を支給	
等の充実	・無年金を防止するよう、啓発や国への要望を実施	
2)経済的負	・障害者自立支援法の改正により応能負担が原則となるなど、利用者負担を軽減	
担の軽減	・障害者総合支援法の対象の難病の拡大で、障害福祉サービスの利用者負担を軽減	

3. 権利擁護に対する支援の充実

(1)権利擁護に対する支援の充実

項目	主な事業等の実施状況・進捗状況			
1)権利擁護	・虐待防止センターを設置、虐待防止対策協議会を開催し、関係機関と連携して虐待			
をすすめ	防止を推進			
る体制づ	障害者権利条約の批准をすすめる広域の取り組みや要望などを当事者団体が実施			
<り	・障害者差別解消の推進に関する市職員の対応要綱を施行し、対応マニュアルの作成			
	と研修を実施			
2)権利擁護	・相談支援事業所を中心として、権利擁護に関する相談を実施、相談窓口を事業者が			
に関する	人権擁護委員の協力を得て開設			
相談•支	・オンブズパーソン (苦情調整委員) が、障害福祉サービス等の苦情受付や相談を実施			
援の推進	・地域福祉計画に権利擁護をすすめるしくみの充実を記載			
3)後見的支	・成年後見制度利用支援事業を実施し、後見人の選任の支援、後見報酬の助成を実施			
援の充実	・成年後見制度等に関する学習会を当事者団体が開催			
	・市民後見人育成等検討会議を設置し、情報を共有、研修会に社協が参加			

項目	主な事業等の実施状況・進捗状況		
	・日常生活自立支援事業を社協が実施、専門員・生活支援員の増員による待機者の解 消、苦情解決制度を利用する手続きを実施		
4) 虐待防止の取り組	・虐待防止センターで虐待防止法に関する啓発や研修を実施、通報に対応、具体的な 対応のマニュアルを作成		
みの推進	・虐待防止に関する研修に事業所の職員が参加		
	・児童虐待に関する相談に子ども家庭センターが対応		
	・児童虐待への対応力を高めるための関係機関職員向けの研修会を保健所が開催		

計画推進のための取り組み

項目	主な事業等の実施状況・進捗状況
(1)計画推進	・障害者計画等推進委員会を開催し、計画の進捗状況や課題を検討
体制の充	・次期計画に当事者の意見を反映するためのタウンミーティングを開催
実	・計画推進委員会と自立支援協議会を連携して推進、自立支援協議会からの課題の検
	討とフィードバックなどを連携して推進
	・障害福祉計画と連動して自立支援協議会の構成を見直し、新たな会議体を設置
	・自立支援協議会の各ワーキング会議で年間テーマを作成し、計画的に協議を推進
(2)事業の推	・市職員の専門性を向上するため、派遣研修や自己啓発の支援を実施
進体制の	・相談支援ネットワーク会議、特定相談支援事業所連絡会を開催
充実	
(3)計画的•	・障害福祉計画に障害者長期計画の実施計画としての役割を持たせ、3年間に重点的
効果的な	に取り組む事項を策定
事業実施	・障害者長期計画と障害福祉計画を障害者計画等推進委員会で一体的に検討、進捗状
の推進	況の点検・評価、重点的に取り組む事項の検討を実施
	・市の総合計画や他課が策定した計画と連携を図りながら、計画を推進
	・部内の計画担当者連絡会議を開催し、体系的、一体的な計画の策定・推進を協議
	・地域福祉計画推進委員会の委員に児童および障害福祉活動団体の構成員を委嘱、計
	画に基づく施策・事業を計画的に実施するため地域福祉推進会議を設置
	・障害福祉計画(第4期計画)でPDCIサイクルの考え方に基づく推進を明示

次期計画での検討課題のまとめ

I. だれもがともに暮らせるまちづくり

1. 障害についての理解と支えあいの推進

項目	方向性としての課題	取り組みとしての課題
(1)障害につ いての理 解の推進	・障害者と健常者、障害者 どうしの交流の拡大・さまざまな障害の、さま ざまな場面でのニーズへ の理解の推進・だれもが大切にされる、 やさしいまちづくり	・差別解消法に基づく合理的配慮の啓発や学習の推進 ・理解・交流をすすめる実践的なプログラムや場づくり、 市民・当事者の参加をすすめる方策等の検討・推進 ・学校、地域、家庭等での体系的、実践的な(体験型の) 福祉学習のカリキュラムの検討・推進 ・事業者や企業、地域と協働した取り組みの推進
(2)地域で支 えあう活 動の推進	・地域福祉活動への市民・ 当事者の参加の拡大 ・活動者の連携、公的サー ビス等との協働の推進 ・災害時などにも対応でき る、日常的な支えあい活 動の推進	・活動への参加のきっかけづくりやコーディネート、活動へのサポート、連携・協働をすすめる取り組みの検討・推進 ・地域での交流・つながりづくりと、日常・緊急時の生活支援、当事者も参加した支えあい活動の推進 ・多様な当事者活動づくり、団体のつながりづくりの促進

2. 快適で安全な生活環境整備の推進

項目	方向性としての課題	取り組みとしての課題
(1)だれもが 利いまり が もがで が も が も が も り り も り も り も り も り も り も り	 ・当事者のニーズに応じた福祉のまちづくり ・障害者の移動に関する総合的な支援のしくみづくり ・多様な状況に応じた情報バリアフリーの推進 	・差別解消法に基づく合理的配慮(ハード、ソフト)の 推進 ・都市施設や建築物のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進 ・情報・コミュニケーションに関するバリアフリー化の 推進(障害があることを伝えるツールづくりなども含む) ・補助犬に対する理解と支援の推進 ・公共交通の整備と、利用しやすくする支援(カード等)の充実 ・移動を支援するサービス、駐車場・駐輪場等の充実 ・多様なニーズ(盲ろう者等を含む)に応じた情報伝達の推進 ・コミュニケーションに関する支援(入院時、自宅など)の充実
(2)安全なま ちづくり の推進	・障害者の防災、防犯、交通安全等への理解・災害、犯罪、交通事故等の予防、発生時の的確な対応のための取り組みの推進	・さまざまな生活の場での防災学習や訓練、必要な個人情報(救急医療情報等を含む)の共有等も含めた備えの充実 ・住まい(グループホーム等も含む)の防災対策の推進・災害時の情報伝達、避難支援体制、避難所(ソフト面も含む)等の整備と、的確に運用できるしくみづくり・ハード、ソフトの防犯、交通安全の取り組みの充実・行方不明の人を探すしくみの充実

Ⅱ. 一人ひとりの思いや力を活かすしくみづくり

1. 生涯を通じた発達と学習への支援の充実

項目	方向性としての課題	取り組みとしての課題		
(1)継続的な 支援のし くみづく り	・制度や地域の状況などの変化をふまえた、一貫した発達支援のしくみの構築と体制づくり	 ・サポート手帳等も活用した情報共有の充実 ・児童発達支援センターを核とした、一貫した障害児相談支援の推進 ・発達障害、慢性疾患、医療ケア等の多様なニーズや、障害のある親の子育て、障害児施設の年齢超過児などに対する支援の推進 ・障害児に対する福祉サービス等の充実と利用の促進・障害児の子育て支援(保護者との連携や負担軽減)の充実 		
(2)障害児の 療育・教 育の推進	・ニーズの増加や多様化に 対応した、切れ目のない 支援体制の充実 ・状況や希望に応じた保育 ・教育が受けられる体制 の充実	・発達障害、医療的ケアなどに対応した療育体制や専門性、環境等の整備 ・難聴児、慢性疾患児等の教育に関する支援の充実		
(3)生涯学習 の推進	・生涯学習、生涯スポーツ等への参加の促進・生活を楽しむ(QOLを高める)支援の充実	・障害者向けのプログラムづくりや参加への配慮、ボランティア等の養成・参加への意識づけや参加しにくい人への配慮、環境整備や負担軽減等も含めた、多様な活動への参加の促進		
(4)自立生活 に向けた 支援の推 進	・施設や病院からの地域移 行、家族等からの自立 (親亡き後なども含む) をすすめるための住まい ・活動の場や支援体制の 充実 ・自立(自律)の意識づく りや支援の充実	・地域移行や自立生活(親亡き後なども含め)についての当事者、家族、地域等の理解の促進・地域移行・地域定着の支援に関する医療・福祉等の連携の強化・生活訓練や体験のための事業の充実、長所を活かす支援の充実		

2. 就労や社会的活動への参加の推進

項目	方向性としての課題	取り組みとしての課題		
(1)一般就労の推進	・系統的な就労支援のしく みづくり ・希望に応じた就労ができ る場や、働き続けるため の支援の充実	 ・就労支援における就労、福祉、医療、教育等の機関の連携の強化 ・発達障害者やひきこもりの人などへの就労支援やきっかけづくりの充実 ・障害者雇用に向けた企業への働きかけや、市での取り組みの充実 ・職場の環境整備等も含めた就労定着や、生活に関する相談・支援の充実 ・在宅就労等も含めた多様な働く場の創出 		

項目	方向性としての課題	取り組みとしての課題	
(2)福祉的就 労や日中 活動の推 進	・重度の人なども含めた多様なニーズに応じた福祉 的就労・日中活動の場の 確保と、支援の充実	の提供(通所の支援なども含め)と、支援の内容の充実	

3. 身体とこころの健康づくりとリハビリテーションの推進

項目	方向性としての課題	取り組みとしての課題		
(1)保健・医 療・リハ ビリテー ションの 推進	・市民のこころと身体の健康づくりの推進・障害に配慮した健康づくり、医療、リハビリテーションの推進・中核市における保健・医療の体制づくり	理解をすすめる取り組みの推進 ・障害者への医療情報の提供や受診・入院の支援(負担軽減を含め) ・難病の診療体制や、障害に対応した医療機関の充実		

Ⅲ. 自分らしい生活を支えるサービスづくり

1. 情報提供と相談支援の充実

項目	方向性としての課題	取り組みとしての課題
(1)情報提供 と相談支 援の充実	・障害者支援やサービスの 的確な利用をすすめるた めの、多様な方法による 情報伝達の推進 ・適切な相談につなぐため のネットワークの充実 ・質の高い生活を支援する ための相談支援の推進	・インターネットや口コミ等も含めた多様な手法での情報発信(双方向の情報や民間の情報などを含む)の充実・基幹相談支援センターを核とした相談支援ネットワーク(気軽に相談でき、トータルに対応するしくみづくり)の充実・計画相談・障害児相談によるケアマネジメントの充実(プランのチェックも含む)・地域や家族等とも連携した情報伝達と、ニーズの把握、支援につなぐ取り組みの充実・緊急時に的確、効果的な支援ができる体制づくり・他分野の相談機関等との連携の推進・支援区分の認定や支給決定、ニーズをふまえたガイドラインの見直しの的確な推進

2. 生活を支援するサービスの充実

項目	方向性としての課題	取り組みとしての課題
(1)地域でででででででででです。(1)地域でできるできるできるできますが、(2) は、(3) は、(4) は、(5) は、(6) は、(7) は、(7) は、(8) は、(9) は、	・制度の狭間も含めた多様 なニーズに応じたサービ ス等の確保と、効果的に 提供するためのしくス (地域生活支援システ ム)の充実 ・サービス提供体制の確保 と質の高い支援の推進	間となるニーズへの対応も含む)の提供体制づくり ・緊急時に的確、効果的な支援ができる体制づくり(再 掲) ・生活を支援するサービスや活動の充実(ひとり暮らし なども含む)

項目	方向性としての課題	取り組みとしての課題	
(2)居住の場 の確保の 推進	・地域移行や自立生活など も含めた、地域で暮らせ る場と支援体制の充実		
(3)経済的安 定のため の支援	・各種制度を効果的に活用 した支援の推進 ・サービス等に関する適切 な負担の検討	ド ・生活困窮者自立支援による取り組みの推進 ・自立生活を促進する視点での負担軽減の推進(制度)	

3. 権利擁護に対する支援の充実

項目	方向性としての課題	取り組みとしての課題		
(1)権利擁護 に対する 支援の充 実	・地域福祉計画に基づく権利擁護システムづくりの推進・差別解消法の理解と合理的配慮の推進・虐待の予防と適切な対応の推進	・地域福祉計画に基づく権利擁護システム(センター機能、ネットワーク等)づくりの検討 ・基幹相談支援センターを核とした権利擁護に関する支援の推進 ・成年後見制度への理解と利用の促進、支援者の確保の取り組み ・市、事業者等での差別解消法の啓発と差別の解消、合理的配慮の取り組み、相談・解決の推進 ・虐待(恐れ)の早期発見と、解決に向けた取り組みの充実(障害者が関わるDV等も含む)		

計画推進のための取り組み

項目	方向性としての課題	取り組みとしての課題	
(1)計画推進 体制の充 実 (2)事業の推 進実を制の 充実 (3)計果的・ 効果実 の推進	・市が中心となった(公的 責任を担う)効果的な取り組みが推進できる体制 づくり ・ライフステージを通じた 包括的な支援の推進 ・ニーズをふまえた効果 的、体系的なPDCIの 推進	・ニーズの的確な把握(難病、盲ろう者なども含め)と、データに基づく計画の策定・推進 ・PDCIに基づく事業(新規事業等も含め)の着実な推進 ・自立支援協議会と連携した取り組み ・分野を超えた連携(「我が事・丸ごと」も含め)の推進 ・人材の確保とスキルアップの推進(再掲) ・中核市への移行をふまえた障害者支援や、保健・医療・福祉をトータルに推進する体制づくり	

用語説明

(五十音順)

●医療的ケア

たんの吸引や経管栄養注入など、医師の指導のもとで家族等が日常的に行っている医療的な行為を、医師が行う医療行為と区別して医療的ケアといいます。

●高次脳機能障害

脳の損傷によって起こされるさまざまな障害のことをいい、主な症状として記憶障害、注意障害、遂行機能障害、行動と感情の障害などがあります。

●合理的配慮

障害のある人から、社会のなかにあるバリアを取り除くためになんらかの対応が必要だという 意思が伝えられたときは、行政機関や事業者等は負担が重すぎない範囲で対応する(事業者等 は対応に努める)ことを求めるものです。

●障害者基本法

障害者の自立と社会参加の支援等に関する施策の基本的理念と基本事項を定めた法律です。平成23年6月に改正され、法律の目的や障害者の定義なども含めた見直しが行われました。

●障害者権利条約

障害者への差別を禁止し、すべての権利が障害者にも等しく保障されるよう、原則とさまざまな分野についての規定を定めた条約が平成18年に国連で採択されました。わが国は、障害者基本法の改正や障害者総合支援法、障害者差別解消法の制定等の国内法の整備により、平成26年1月に批准しました。

●障害者差別解消法

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向けて、障害を理由とする差別の解消を推進するために、平成28年4月に施行されました。

●障害者総合支援法

障害者自立支援法に代わる法律として、障害者が平等に社会生活上の権利を行使でき、あらゆる障害者が制度の狭間にこぼれ落ちることがないよう必要な支援を総合的に保障し、差異と多様性が尊重された共生社会の実現をめざすこととされた「障がい者制度改革推進会議」の部会でとりまとめられた骨格提言に基づいて制定され、平成28年の改正により平成30年4月から新たなサービスの創設・拡充や、サービスの質の確保・向上のための取り組みが推進されます。

●自立支援協議会

障害者総合支援法は、関係機関等が相互に連絡し、障害者等への支援に関する課題を共有して 緊密に連携するとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う「協議会」を設 置するものとしています。寝屋川市では保健、医療、福祉、教育、就労等の関係機関・団体等 で自立支援協議会を設置し、全体会と専門部会の各会議などで協議を行っています。

●成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分ではない人の財産管理や契約行為などを支援する制度で、判断能力などに応じて「後見」、保佐」、補助」の3類型があり、成年後見人等は親族、法律・福祉の専門職等の第三者、福祉関係の公益法人等の法人から家庭裁判所が選任します。

●地域共生社会

人口構造や社会経済の状況、地域や家庭の機能の変化をふまえて示された社会保障制度改革の考え方で、制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という一方的な関係を超えて地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源がつながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざすものです。

●中核市

政令指定都市に次ぐ人口規模(20万人以上)・行政能力をもつ都市の事務権限を強化し、より住民の身近なところで行政を行うことができるようにした都市制度です。中核市になると福祉、保健衛生、環境、都市計画、文教、その他の事務ができるようになり、地域の実情にあった柔軟な行政サービスが提供できます。

●難病

原因不明かつ治療が困難で、経過が慢性にわたるため介護等が必要な疾患のことをいいます。 平成29年4月1日現在、医療費助成の対象となる指定難病として330疾病、障害者総合支援法 に基づく障害福祉サービスの対象として358疾病が指定されています。

●ノーマライゼーション

障害のある人もない人も同じように暮らせる社会があたりまえの社会であるという、社会福祉 の基本となる考え方です。

●発達障害

先天的なさまざまな要因によって、主に低年齢において発達の遅れや歪みなどが発現する障害で、一般的には知的障害を伴わない発達障害のことをいいます。高機能自閉症やアスペルガー症候群などの広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などがあります。

●パブリック・コメント

行政機関が計画や政策の決定を行う際に、事前に原案を公表して市民の意見や情報提供を求める制度です。

●バリアフリー

障害のある人などの社会参加を妨げている障壁 (バリア:段差などの物理的なバリア、情報や制度などのバリア、人々の意識上のバリアなど)をなくしていくことをいいます。

●PDC I サイクル

計画 $(P1an) \rightarrow$ 実行 $(Do) \rightarrow$ 点検 $(Check) \rightarrow$ 改善・改革 (Innovation) を繰り返すことで、継続的に改善をすすめていく手法です。一般的には「PDCA」 (A=Action) という表現が使われていますが、寝屋川市では「改善」をより明確にするために「Innovation」 を用いています。

●福祉的就労

作業所などの通所施設で、福祉的な支援を受けて就労する福祉サービスで、就労継続支援事業のA型とB型があります。

●ライフステージ

人の一生を乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期などに分けたそれぞれの場面をいいます。

寝屋川市障害者長期計画(第3次計画)

平成30年3月

編集·発行 寝屋川市福祉部障害福祉課

〒572-8533 寝屋川市池田西町28番22号 (市立総合センター2階)

TEL 072-824-1181 FAX 072-826-1860

この冊子は500部作成し、1部あたりの印刷単価は●円です。

